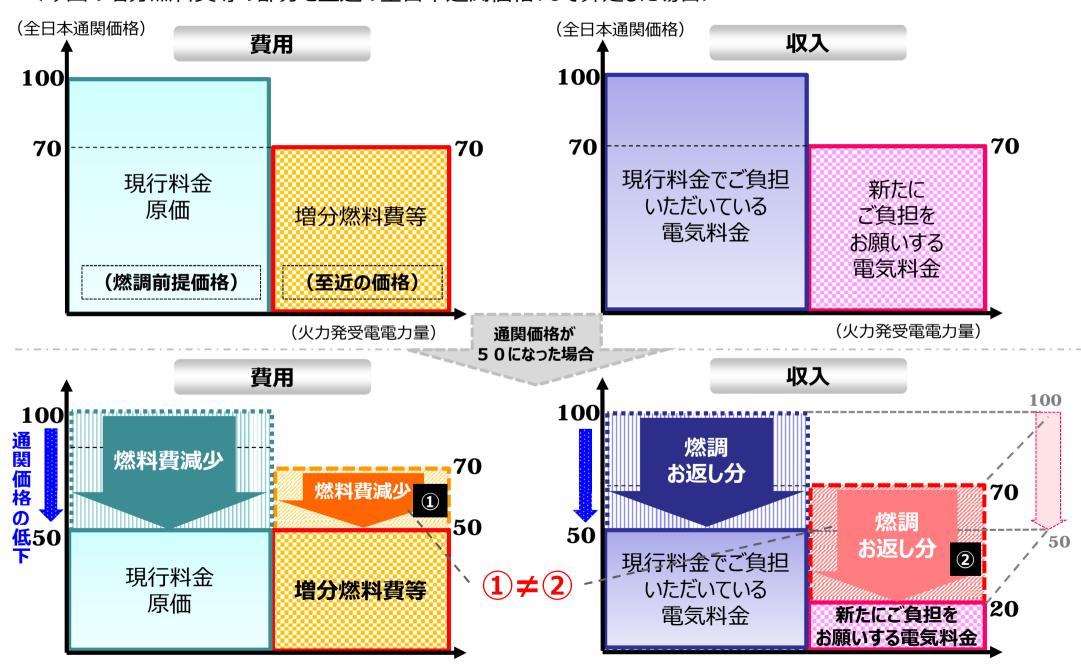
- ○電源構成変分認可制度においては、増分原価部分における燃調については、現行料金の前提諸元 (全日本通関価格)を適用する旨、省令上、明記されています。
- ○また、増分原価部分の算定においても、これと整合をとり、同様の前提諸元(全日本通関価格)を 適用しております。(前頁参照)
- ○仮に、増分原価部分の算定にあたり、現行料金の燃調諸元と異なる数値を適用した場合、現行省令では基準価格を変更しないことになっているため、基準からの変動部分に係る費用と収入が一致しなくなり、適正な電気料金を維持できないことになります。(後頁参照)

<P25の解説:今回の増分原価部分を現行燃調前提の通関価格100ではなく、至近の70で算定した場合>

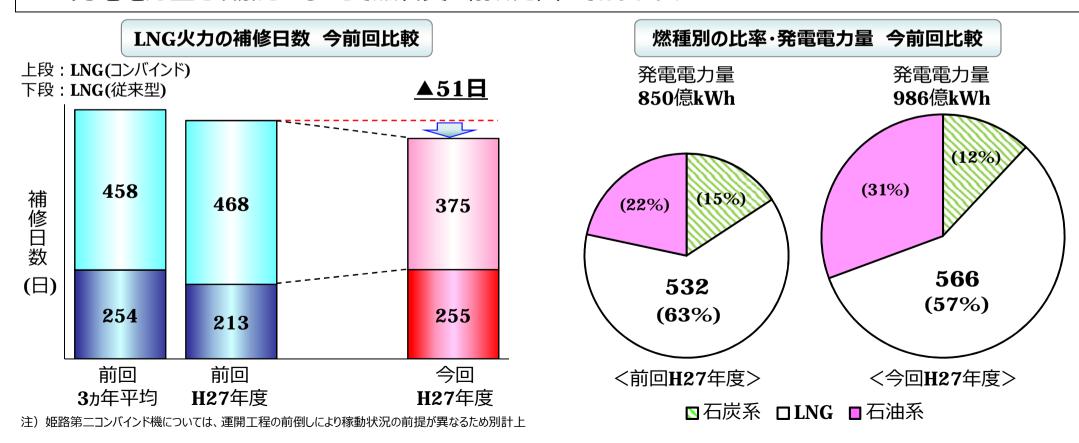
- ○仮に通関価格が100から50に低下した場合、増分原価部分について
 - ·費用は、20減少(基準70-50=『①の部分』) する一方で、
 - ・収入は、**50**減少(基準**100**-**50**=『②の部分』)し、 費用と収入が一致しないことになります。

【燃料費 増分原価の算定⑤】(原油等の燃料費変動の電気料金への反映 <燃料費調整制度>)

く今回の増分燃料費等の部分を至近の全日本通関価格70で算定した場合>



- ○原子カプラントの再稼動遅延による供給力減少を補うべく、災害規定の適用を前提に定期点検を一部 繰り延べているものの、災害規定適用通算2年を迎えるユニットや、部品の寿命が到達する等により設備 保安上補修が必要なユニットについては、平成27年度中の定期点検の実施が必要となっています。
- ○昼夜作業の更なる織り込み等により工程短縮した上で、補修日数はLNG(従来型)では前回より増加 するものの、LNG(コンバインド)では削減しており、LNG火力全体では補修日数を削減しております。
- ○石油系火力の発電電力量が大幅に増加したため、火力全体に占めるLNG火力の割合は相対的に低下 していますが、姫路第二発電所の設備更新工事の更なる前倒しおよび上記の取組みにより、LNG火力 の発電電力量を増加させることで燃料費の削減を図っております。



3. 原子力発電所の不稼動の影響

(単位:億円)

- ○原子力が不稼動となることで、核燃料費や使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費といった費用が減少するとともに、原子力発電所の定期検査に伴う修繕費や廃棄物処理費等の支出も減少します。
- ○一方で、原子力の代替のための火力燃料費や他社からの購入電力料等が大幅に増加しております。なお火力発電所の修繕費については、供給力確保のために災害規定を適用し、定期検査の繰延べを 行ったことなどにより、前回認可値を下回る実績となっています。

<主な原子力発電費>

実績 今回申請 前回 H25-27平均 H25 H27 核燃料費 201 48 42 使用済燃料再処理等発電費 37 128 128 特定放射性廃棄物処分費 60 107 廃棄物処理費 104 59 修繕費 634 407

(単位:億円) <主な火力発電費>

	前回 H 25-27 平均	実績 H 25	今回申請 H 27
火力燃料費	9,023	11,544	10,602
修繕費	584	295	_
消耗品費	24	20	ı
廃棄物処理費	105	123	ı

<購入販売電力料>※

(単位:億円)

	前回 H 25-27 平均	実績 H 25	今回申請 H 27
地帯間購入電力料	191	797	161
他社購入電力料	3,030	4,744	5,213
地帯間販売電力料	6	140	7
他社販売電力料	120	142	321

※購入・販売電力料は電源費、電源料のみを計上しております(送電費・送電料除き)。

4. 再稼動後の料金値下げ

【再稼動後の値下げに関する情報提供①】北海道電力の査定方針

7. 値下げの条件

(1) 基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。

今回の北海道電力の値上げ申請は、泊原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、泊原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。値下げの具体的な内容については、以下の通り考えるべきである。

- (2) 再稼働時期(※) と値下げ時期との関係
- ① 原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合 今回の北海道電力の申請においては、泊原子力発電所の3 号機が平成27 年11 月、1号機が平成28 年1 月、2 号機が平成28 年3 月に再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている。 このように、泊原子力発電所が1 基ずつ再稼働することが前提とされている以上、原則として、
 - (i) 各号機が1 基でも想定よりも早く再稼働する場合においては、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。
 - (ii) 仮に1 基のみ想定より早く再稼働するが、残りの2 基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
 - (iii)上記(i)・(ii)において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

なお、速やかな値下げを行う必要性と、値下げ率の計算や事務手続、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップ等を 考慮し、原価算定期間内に値下げを行う場合には、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。(ただし、 翌々月の到来が原価算定期間終了をまたぐ場合においては、原価算定期間終了時点とする。)

【再稼動後の値下げに関する情報提供①】北海道電力の査定方針

- ② 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合
 - 今回の値上げは、原価算定期間において各号機がすべて想定通りに再稼働することを前提としているため、 $1 \sim 3$ 号機がすべて想定よりも遅れて再稼働する場合は、原価算定期間内の値下げは求められないのが原則である。

他方、原価算定期間内に、想定より遅れても1基でも再稼働していれば、原価算定期間後はそれを前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。

③ 原価算定期間後に再稼働する場合

原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1 基再稼働するごとに値下げを行うべきである。その際、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

※原則として営業運転開始時

(3)値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。 したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。仮に3基とも想定通りの時期に再稼働すれば、原価算定期間終了後直ちに、少なくとも今回申請前の水準まで値下げが行われることを基本とする。

なお、中長期的に考えれば、北海道電力においては、少なくとも昨年(平成25年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

【値下げ幅について】

○値下げにあたっては、再稼動による燃料費削減を織り込みますが、具体的な値下げ幅については、 再稼動の状況や原価算定期間を踏まえ、対応してまいります。

【不稼動時の再々値上げについて】

- ○今回の値上げにあたっては、高浜発電所 3・4 号機について平成27年11月から再稼動する前提としています。仮に前提よりも再稼動が遅れた場合、平成27年度については、厳しい収支状況になることが予想されますが、費用の繰延べなど一過性の収支改善措置を講じることで、何とか料金を維持したいと考えております。
- ○しかしながら、長期に不稼動となる場合、最大限の効率化努力を講じても、企業としての存続が危ぶ まれる事態になることも考えられ、その際には総合的な判断が必要と考えております。